

4. 被災者の生活を支援する

(1) 避難所を運営・管理する

避難所開設・運営マニュアルの策定（再掲3-(1)- ）

災害発生後要援護者支援体制の整備

災害発生後に、避難所や自宅にいる要援護者への支援体制を整備するため、災害発生後要援護者支援マニュアルを作成し、個別事情に沿った対応や相談窓口の設置、地区関係者や支援者への情報提供、市民生活班・経済班とも連携した調整を行うなど、支援体制を整備します。

[担当課(班)：健康づくり課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

避難所仮設トイレの整備

水道の断水や下水道の寸断により、避難施設のトイレが使えなくなった場合は、避難所収容人数をもとに必要な数の算出と、し尿処理担当との連携による円滑な処理を行い、衛生状態を良好に保つことができる仮設トイレを整備します。

[担当課(班)：クリーンセンター-廃棄物対策課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：協議継続]

災害ボランティアセンターの体制整備（再掲1-(6)- ）

(2) ライフライン等を確保する

ライフライン事業者との連携強化

災害時に、電気・ガス・水道などのライフラインの復旧・確保を図るため、平常時から活動への支援等について協議を行うとともに、必要に応じて協定書を締結するなど連携の強化を図ります。

[担当課(班)：危機管理室・水道事業課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

応急給水体制の整備

水道の断水等により、生活及び衛生管理に必要な飲料水等の確保が困難となる事態に備え、「水道事業課防災対策必携」に基づく体制のもとで、効率的に飲料水等が提供できるように応急給水マニュアルを策定するなど応急給水体制を整備します。

[担当課(班)：水道事業課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

食糧応急供給体制の整備

災害時における、食糧供給数量の把握、備蓄食糧の供給方法、住民への周知方法、市内事業者からの調達方法及び関係機関との協力体制、各避難所への移送方法を定めた食糧応急供給マニュアルを策定するなど食糧応急供給体制を整備します。

[担当課(班)：商工観光課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

炊出実施体制の整備

被災者に暖かい衛生的な食事が供給できるように、炊き出しの場所、人員、材料や調理器具・熱量の調達、住民への周知方法、関係団体との協力・役割分担等を定める炊出マニュアルを策定するなど炊出実施体制を整備します。

[担当課(班)：商工観光課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

生活必需品供給体制の整備

被災者が日常生活を行うため必要となる、被服・寝具等の生活必需品を供給するため、業者との協定書の締結のほか生活必需品確保マニュアルを策定するなど、迅速な生活必需品の支給を行うことができる体制の整備を行います。

[担当課(班)：市民協働推進課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

防災備蓄の推進（再掲1-(9)- ）

防災行政無線等の整備（再掲1-(7)- ）

市公式ウェブサイト・テレビ鳴門の活用（再掲2-(2)- ）

「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用（再掲2-(2)- ）

広報車広報マニュアルの策定（再掲2-(2)- ）

地方放送局との連携（再掲2-(2)- ）

(3) 生活環境を整備する**被害調査マニュアルの策定**

災害内容別に、調査の時期や手法、項目、また、被災者への情報伝達や支援内容、支給品の配布などについての説明が適切に行えるように、被害調査に関する内容を定めたマニュアルを策定し、被災内容に基づき適切で迅速な支援を行えるように努めます。

[担当課(班)：市災害対策本部市民生活班支部担当]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

防疫体制の整備

被災地・避難所における衛生状態の悪化により、病虫害の発生、疾病や感染症などが発生するため、市災害対策本部各班が連携して、季節・内容に応じた消毒等の対象の選定、医薬品の確保等に係るフロー図的な防疫マニュアル等を策定し、効果的な防疫体制を整備します。

[担当課(班)：市民協働推進課・環境政策課・クリーンセンター-廃棄物対策課・健康づくり課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

衛生・防疫用資機材等の確保

衛生状態の向上及び防疫対策を行うため、国や県で行われている被害想定結果を受け、必要となる薬剤及び資機材の数量の算出と備蓄、適宜点検等を実施するとともに、緊急時の調達先の検討など、資機材等の確保を円滑に図るための仕組みを構築します。

[担当課(班)：環境政策課・クリーンセンター-廃棄物対策課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

災害廃棄物処理計画の見直し

現在、国や県において被害想定の見直しに伴う新たな災害廃棄物処理計画が策定されていることから、同計画ができ次第、本市の災害廃棄物の保管・処理等について定める「鳴門市災害廃棄物処理計画」を早急に見直します。

[担当課(班)：クリーンセンター-廃棄物対策課]

重要	緊急	時期
A	B	C

[事業年度：H23-H24]

(4) 生活再建を支援する**生活相談の実施**

災害時には、多数の被災者が生活基盤の喪失等により生活に困窮するため、被災者の生活支援に向けた各種制度の案内と相談を行うための被災者生活相談マニュアルを策定するなど、迅速で的確な総合的な生活相談が行えるようにします。

[担当課(班)：市民協働推進課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

被災者支援システム等の導入検討

被災者の氏名、住所等の基本情報に加え家屋を含む被災状況全般を管理することにより、災害証明発行をはじめ様々な情報支援に活用できる、被災者支援システム等の導入について関係部局が連携して検討します。

[担当課(班)：市民協働推進課]

重要	緊急	時期
A	B	B

[事業年度：H23-H24]

災害弔慰金等の支給・貸付マニュアルの策定

被災者の生活を再建するために必要な災害弔慰金・災害援護資金等の支給・貸付に係る処理を円滑に遅滞なく行うため、災害弔慰金等支給マニュアル、災害援護資金貸付マニュアルを策定します。

[担当課(班)：市民協働推進課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

仮設住宅整備マニュアルの策定

仮設住宅は、災害により住居を喪失した市民等のため、災害後20日以内に市が用地を選定し、県が建設しなければならないことから、早期に仮設住宅の提供ができるように、候補地の選定と事務処理の手順を定めた仮設住宅整備マニュアルを策定します。

[担当課(班)：まちづくり課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

災害ボランティアセンターの体制整備（再掲1-(6)- ）**税・料の減免制度の周知**

被災した市民等に対しては、市税・国民健康保険料・介護保険料の減免制度があり、同様に国や県が賦課する税・料についても減免制度があることから、国や県の資料の活用や関係部局と連携した資料を作成し、税・料の減免制度の周知を行います。

[担当課(班)：市民協働推進課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：継続事業]

(5) 教育環境等を整備する**学校施設等応急対策の整備**

学校等が被災時は、応急危険度判定を迅速に行い、施設として機能を維持しているかの判断と、機能を失っていると判断された際は代替施設の検討も必要となるため、事前に対応について検討を行いマニュアルを策定するなど、学校施設等の応急対策を整備します。

[担当課(班)：教育総務課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

応急的教育等実施体制の整備

災害時に、被災の状況に応じ被災地域で学校教育等を行うために必要となる、教職員の確保、設備や教材、学用品等の調達、また、子どもたちの心のケア等に関する対応を定めたマニュアルを策定するなど、早期に教育等を開始のための応急的教育等実施体制を整備します。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H25]

学校給食等復旧マニュアルの策定

被災地域で学校給食等を再開する場合は、施設の被害状況、食材や水、調理員等の確保が必要となること、また、学校給食等の施設は被災時には炊き出し施設にもなることから、早期の学校給食の再開と被災者への支援のため学校給食等復旧マニュアルを策定します。

[担当課(班)：教育総務課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]